

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名	採点
商法R3①				69

設問1. 19/35

1. 甲社は、乙社からの本件連帯保証契約に基づく保証債務の履行請求を拒否したため、本件連帯保証契約は利益相反取引（会社法356条1項2号、3号）にあたるにもかかわらず取締役会の承認を経ない（会社法365条1項、356条1項柱書）ことを理由に、本件連帯保証契約は無効であるから、甲社は保証債務を負わないと主張することが考えられる。

(1) 本件連帯保証契約（民法446条1項、454条）は、甲社が取締役Aの乙社に貸付する5000万円の貸金債務を保証するものであるから、利益相反取引（会社法356条1項3号）にあたる。そして、利益相反取引をしようとするときは、取締役会の承認を受けなければならないにもかかわらず、Aは甲社の取締役会の承認を得ることなく甲社の代表として乙社との間で本件連帯保証契約を締結している。そこで、取締役会の承認を得ることなくした利益相反取引の効力が問題となる。

A. ~~取締役会設置会社においては、取締役会の決議に基づき、会社の業務執行の決定がなされる（会社法362条2項1号、369条1項）。^{とある}また、取締役会決議と会社の業務執行行為は、内心と表示の一致に類似する。そこで、民法の一般原則に準じ、取締役会の承認を経ないでなされた利益相反取引は、原則として無効になると解釈する（民法~~

~~A. 取締役会の承認を得ることなくした利益相反取引は、一種の総代理行為として無効になると解釈される。なぜなら、同条は株主の利益保護を趣旨とするものであるからである。もっとも、第三者の取引安全の保護を図る必要があるから、会社は、第三者が善意な取引が利益相反取引であること及び承認を経ないことにつき悪意・重過失であることを主張し、立証してはじめて無効を主張することができると解釈する。~~

1. ~~Bは~~ 本件連帯保証契約の締結をもちかけたのはBであり、これに際して事前にBは甲社の取締役会の議事録の写しの提出をAに求めている。この事実から、Bは本件連帯保証契約を締結することが甲社にとって利益相反取引であることを知っており、~~そのために~~ 甲社取締役会の議事録の写しを確認すること、甲社取締役会の承認を受けたかどうかを確認しようとしていたといえる。したがって、Bは本件連帯保証契約が利益相反取引にあつたことにつき悪意があつたといえる。

もっとも、Aからは取締役会決議の議事録の写しではなく本件確認書が提出されたにすぎない。本件確認書は取締役会の議事録の写しではないから、本件確認書によつて取締役会の承認が得られたかどうかを正確に確認することはできず、Bとしてはさらに取締役会の議事録の写しの交付を求めねばならなかつたといえる。しかし、Aが、社内規定により取締役会の議事録は公開していないという虚偽の発言をしたことから、もはや議事録の写しを確認することはできなかつたといふことはやむを得ないものであり、その代わりに提出された本件確認書には取締役会の承認がある旨が記載されていたのであるから、これらの確認をもって取締役会の承認があると判断したBに重大な過失があつたとまではいえない。

(2) したがって、~~乙~~ 甲社は乙社に対し本件連帯保証契約の無効を主張することができない。

2. よつて、甲社は乙社からの保証債務の履行請求を拒むことはできない。

設問2. 24/25

20 1. 本件株式の株主名簿上の株主はAである。しかし、~~本件株式は~~ 発行手続、払込手続、剰余金配当や議決権行使の面において実質的に乙社に任せられ、本件株式の実質的な株主はCであるから、Cが本件株式に係る株主の地位を有すると主張することが考えられる。

(4) 2

(5) 4/5

(6) 2

(7) (13) 0

※解答は左ページから書き始めてください。

2. ページ

裏面へ

(1) 株主名簿の名義人はAであるから、形式的にみれば本件株式の株主はAである。また、株主名簿の名義書換は、会社に対して株主たる地位を主張するための対抗事件であり(会社法130条1項)、株主名簿の名義書換がされなければ、株主は株主としての地位を会社に対して主張することができない。このように考えると、株主名簿の名義人であるAが株主であると考えべきことも思える。

(2) しかし、株主名簿制度の趣旨は、随時変化する株主を会社との関係で固定化することにより、会社の事務処理上の便宜を図る点にある。として、かかる趣旨を貫徹するため、株主名簿の名義人に会社との関係において株主としての地位を主張することができるものにすぎない。そうだとすれば、ある株式についての株主としての地位について当事者間に争いがある場合には、株主名簿の名義人であるかという形式的な側面ではなく、実質的な側面を以てして株主たる地位を決定すべきであるといえる。具体的には、当該株式の取得に至る経緯、株式取得後の運用や株式の行使の方法等に照らして判断すべきである。

(3) 本件株式は、その発行に至る事務手続は、書面にAの記名押印があるものの、これはCの株式に基づき全て行われていた。また、払込金額2000万円も全てCの現金により、見立られている。さらに、本件株式の剰余金配当は、C名義の銀行口座に支払われており、その確定申告もCの所得としてCの申告が行われていた上、その議決権の行使もCが行っていた。このような事情に照らせば、Aは株主名簿上形式的に本件株式の株主とされているにすぎず、実質的な株主はAとすることはできず、Cということができる。

2. よって、Cの主張は認められる。

設問3 26/40

1. Aは、甲社の株式10万株を保有する甲社の株主である。そこで、Aは、甲社に

対し、

1. Aは、甲社に対し、会社法831条1項1号に基づき、本件決議には、その決議の方法が法令に違反することを理由として、本件決議の取消の訴えを提起することが考えられる。

① 3

(1) Aは、甲社の株式を10万株保有する株主であるから、上記訴えを提起するための原告適格を有する。

④ 1/3

また、本件決議から1か月後の令和2年7月時点において上記訴えを提起しようとしているから、3か月以内にこれを提起すれば、提起期間の要件も満たす。

(2) これは、本件決議の決議方法に法令違反があるといえるから。

Aとしては、① DがGを代理人として議決権を行使しようとしたにもかかわらずこれをすることが認められなかった点につき、会社法310条1項前段に反する法全違反があること、及び② 丙社の議決権の行使につきAによる投票ではなくFによる投票が有効とされたことについて法全違反があると主張することが考えられる。

② 4/4

③ 2/4

ア. ①の主張について。

(ア) 会社法310条1項は、広く代理人による議決権行使を認めている。もっとも、会社が株主総会を適切に運営を行うために必要がある場合には、合理性が認められる範囲において代理人の資格制限をすることも許されると解される。甲社が議決権行使の代理人資格を株主に限定する定款を定めることも、合理性・合理性が認められる場合には許される。

(イ) 会社法310条1項は、広く代理人による議決権行使を認めている。もっとも、同項は、代理人資格を制限する合理的な理由がある場合に相当と認められる程度の制限を加えることまで許しているものではないと解される。

代理人資格を株主に限る旨の甲社の定款は、株主ではない者が議事運営を妨害することを防止するための規定であり、甲社のような非公開会社において

⑤ 2

科目名	受講クラス	学籍番号	採点
商法R3②			

	その資格を株主に限ることとしても、その権利行使が不当に害されることにならないから、甲社の定款も、同項に反せず有効であると認める。	⑥ 3
	もっとも、甲社の定款は株主でない者が株主総会の議事運営をかく乱することを防止する点にあるから、株主総会の議事運営がかく乱されるおそれなく、 また認めなければ	⑦ 3
5	代理里人による議決権行使を認めなければ株主の権利行使が不当に害される場合には、定款の効力は及ばないと解すべきである。	
	(イ) Gは、Dの委任により議決権行使を委任した弁護士であるから、Dの依頼に基づきDの利益のためにその議決権を行使すると考えられる。そのため、株主総会の議事運営がかく乱されるおそれはない。また、DはDの議決権行使を認めなければ、Gは	⑧ 2
10	他の方法によりこれを行なうことはできず、その権利行使が不当に害される。	⑨ 2
	したがって本件においては甲社の定款の効力は及ばない。	
	(ウ) それにもかかわらずその議決権を行使させた点に同項違反の不法全違反が	⑩ 2
	あり。	
15	イ ②の主張について。	
	修正重議がされた後の両社の議決権行使につき、甲社はFによる投票に有効としている。しかし、両社は、その議決権行使を A 甲社代表取締役が委任する旨の包括委任状を提出していた。	⑪~⑮
	(ロ) 株主は、株主総会の通知により株主総会における議題・議案を確信した上で包括委任状を提出する。そのため、修正重議がされた場合には、その修正重議	① 2/12
20	についてはその内容を確信することができない以上、包括委任状はその効力を失い、当該株主は欠席した者として扱われ議決権を行使することはできないと考えるべきである。	
	(イ) そのため甲社は両社の有する株式による議決権行使は無効と扱	Fは重議修正重議に準じて

うべきであった。それにもかかわらずFによる投票と言った点につき、~~修正~~ (修正)

理人によらない議決権行使を認めたものとして、会社法の趣旨に反するものとして法令違

反があるといえる。両社は、内規に基づき株議決権を行使していたにもかかわらず、これ

に反する議決権行使を認めることは、株主としての権利を不当に害するものといえるからである。

5 ~~修正~~ 以上より、①②の法令違反が認められる。

2. よって、Aの主張は認められる。 (以上)

10

15

20

※解答は左ページから書き始めてください。

6 ページ

裏面へ

(R4良⑤)

45/100

[設問]

15/35

①⑥
0

第1. 甲の主張

1. 代表取締役は対外的に会社事務の代表権・代理権を有するのが原則である
(会社法349条4項以下改定略)。しかし、その例外として362条4項に定める事項
については、取締役会決議による可決が必要である(369条1項)。代表取締役はその
事項について、会社を代表して取引することはできない(362条4項)。

2. そこで甲は、本件連帯保証契約が、362条4項に定める事項にある、これについて
締結したAに甲の代理権がなく、無権代理であることと理由に、契約が甲に
帰属せず、しかるに、保証債務の履行を拒絶を主張する。

第2. 主張の可否

1. (1) Aは甲の代表取締役であるが、362条4項に定める事項については
取締役会決議で可決が必要である。その事項と一致しない。

(2) 本件連帯保証契約が、362条4項23の「多額の借財」であるから
して、/ 検討する。

(3) まず、連帯保証契約の締結は「借財」にあるか。たしかに、Aが
Bに対して主張する貸金返還債務を履行すれば、甲は債務負担を要す
ことはない。しかしながら、反対に、Aが債務不履行に陥れば、甲は
Aの貸金返還債務を履行しなければならない。

他方で、主債務はA個人が融資をうけたことにより生じたものである。甲は
本件連帯保証契約に因り、何人かを何ら享受していない。

また、Aから甲に、保証料が支払われたことと事実上甲が債務負担を
負う、といった事情はない。

②④

⑨①

⑩①

第 問

そこで「多数の信託」につき、取締役会決議を要する旨は「信託状態」いかんでは、信託にも信託を回復できず、即ち信託が増え、株主の不利益が増えるおそれあり、これを回避する必要がある。

そこで、本件においては、一方的に会社が信託を回復し、かつ、自己の利益と専断に享受しない場合（つまり、本件連帯保証契約は信託にもある、株主にとって不利益となる）うる。

(4) この契約は「多数」の信託にあるか、多数があるかは、会社の状態、主債務のAに対する返済の見込み、保証料の有無等から総合的に判断する。本件において、甲社は5000万円の連帯保証契約を締結しているが、これは資本金の半分にあり、甲社は資本金の半分を失う可能性がある。加えて、平成28年の経常利益（2000万円）の2.5倍にあり、会社は2.5年分の利益を失う金銭を失う。2.5年分の収入を得られないと甲社の経営に大きな打撃が及ぶ。

加えて、甲社はAに保証料を払っており、無償で5000万円の信託を負担し得る地位にある。即ち、Aは一個人であり、主債務5000万円を一人で返済できるとは考えにくく、甲社が保証債務を履行し得る可能性がある。

よって、信託状態は「多数」にある。

要(5) 以上より、本件連帯保証契約は「多数の信託」にあると認められ、甲社代表取締役は取締役会決議を欠いて契約を（してあり、契約について無権代理、~~無効~~）である。甲社に契約内容の初回は出ず、信託信託の履行を受ける。

2. (1) もとも、乙社は、取締役会決議が存在するとして信じていたと云う。叔父にないか。

第131号

(2) この点、取締役会決議の存在~~を~~するこの虚偽の外観を会社が作成し、
それについて会社が責任を負う。外観を第三者が信用するは、善悪の問題か否か。
取締役会決議の不在を以て害する。無過失の第三者は、虚偽の外観を以て
それが実際に存在するものと信じて金を払うこととする。

(3) これを事件について知り、また、現在代表のAは、取締役会決議の虚偽の議事録を作成し、故意で郵政に罪を被らせようとした。これを第三者に伝えている。おて、表見代理が成立する。

(4) 乙夜の「書き」無過ズルについて。 予、厚志とは、 equal 程度 時に 取行役之 船談の 不不夜について知ること といふこと。 乙夜は 書き である

無過スルについて、2人が取締役会決議の不存在について知るに至るに過ぎ
の有無が問題となる。この点、確かに、2人は甲社の社内理を認識し、議
事録の公開の有無を確認すること、取締役会決議の不存在について知るべきであ
り。但し、2人としては、Aが知事長の高い甲社の評判を信じてお
うとしたことには至らず、取締役会決議の不存在の予測可能でない。

7. 2. ~~2~~ 乙は 既 ち も 規 則 知 っ て あり、 初 め に 読 手
 録 ~~2~~ の 写 入 の 代 行 と 考 え 込 め、 A の 機 嫌 と 預 金、 取 引 の 概 念 を 知
 り 得 ち かつ、 乙 に 読 手 録 の 写 入 を 求 め、 取 引 役 金 の 有 無 を 確 認 し
 得 ない 可 能 性 がある。 乙 の 取 引 役 金 決 算 の 不 正 々 々 について、

(5) 以上5人2名は、無罪とす。

3. よう。2枚は既に~~本~~取締役会決議の存在を主張して、保証
債務の履行を訴求している。

第 問

[設問2]

第1. Cの主張

1. Cとしては、本件株式の払込を以てCであるとする理由、本件株式の株主はCであり、Aは株主ではないと主張する。

第2. 主張の当否

8/25

1. 株式の単に出資者と名義人とは異なること、と55が株主の地位と有資格について争いがある。どうするか。

(1) 出資者と株主とを区別する。出資者は出資の意思を以て、そのリターンとして、配当を受け、議決権行使を行う。これを行って株主となる。出資を以てし、ということ、その行為自体が、株主としての地位を享受する意思の表れであると解釈すること。

(2) 他方で、名義人を株主と見る見解について、金庫は出資者と名義人の両方を把握している訳で、名義人しか把握していないことも有り得る。金庫の円滑の観点から、名義人を株主に解釈する。出資の地位に拘泥しない。

(3) どちらの取扱いにせよ、仮に(2)を採用すると、出資者が何らの利益を得ない可能性がある。すなわち、本件のような、出資者が名義人に株式の配当の確立中を、議決権行使などの事務を行っている場合に、

名義人のみにて、出資者が株主としての地位を享受するとは、出資者に不利な結果を生ずる。すなわち、~~金庫~~ 金庫が株式の配当の理由が不明である。

(4) 以上、(2)でなく、(1)の考えを採用する。

2. 本件に於いて、本件株式の出資者はCであるので、(1)の考えに従い、株主はCである。よって、Cの請求は認められる。

22
[設問3] 40

第1. Aの主張

1. (1) 否。弁達士Gは株主総会の出席席が認められ、故に議決権を行使してはいない。本件Gは、議決権を行使して、行使の意思があるのに、これを否定した。本件決議は、~~決議~~ 無効。

(2) 否。両社の議決権行使につき、AにGの投票力が加わり、有効である。

2. これより更に、株主総会の決議方法の 違法違反 があるので、本件決議は取消である。Aは主張が(1) 否 (2) 否。

第2. 主張の可否

1. Aの主張 1 (1) について。

(1) 3/10票力。本議決権の代理行使を認めているか。甲は、代理人と、甲が株主に代理しているか。これは 否。

株主に代理権を限らざるは、代理権を認め、総会権力に属する総会の決議が 有効 である。これは 否 である。よって、合理的に認められ、有効 である。

(2) もっとも、上記趣旨に於ては、総会の防壁を破る行為は 違法 である。これらについては、議決権の代理行使を許してはならないと解される。これは、3/10票力原則にて代理権行使を制限しないことも整う。

否。然、株主の議決権行使の概念を解する限り、例外的に 代理 して議決権行使を認めても場面があるといえる。

(3) これより更に、Dは代理人として弁達士Gを代行している。

第

問

弁護して、~~債権~~ 高度の倫理観を有すること前提とする。また、

~~債権者の債権者指示~~ 総会に関する権利はほくとなし、また、

債権者の指示に反して執行すると懲戒の対象となる。また、代理権の適切さ

行使が合理的であること、本社総会についての法的知識を有することから

て、弁護する代理権と認めるべきである。

(4) 以上の、Gは~~債権者~~ Dの議決権行使の代理権を適法に有する。また

かかるGの議決権行使を以て本件決議に反対する議決権を行使

する。本件決議の取消しを認める。

2. Aの主張(2)について

(1) 丙名内規により、議決権行使の総務担当の代表取締役事

務に委ねられている。よって、議決権行使の第1公的ルは、丙名の総務

担当の代表取締役事務(以下「事務」と称す)がある。

(2) さて、本件では、事務から甲名代表取締役Aに委任されて

いる。よって、Aが議決権行使の代理権/議決権行使の

を有する。よってAは代理権に議決権行使に有効である。

(3) 更に、Fは、事務から、議決権行使の代理権を有している。よって、

議決権行使の代理権を有する。Fが総会決議で投票しても

無効である。

(4) にもかかわらず、本件では、Fの投票が有効とされている。これは、

決議方法の法的違反がある。本件決議の取消しを認める。

あけられ95!

3. なお 1. 2. いずれにせよ 決議の決 ~~定~~ 結果にかかわらず、~~特~~
然令決議の原案を承認する。 ~~必要あり~~ 決議に影響を及ぼす
て、事情判断にて請求を却てることはない。

以上。

14-26

69/100

第2問

第1 設問1

27/35

1. 乙社からの本件連帯保証契約に基づく保証債務の履行の請求を拒むために甲社の立場において考えられる主張

(1) 本件連帯保証契約が「多額の債財」(会社法(以下略)362条4項2号)に該当するに~~て~~にもかかわらず、取締役会議決を経ておらず、無効であるとの主張が考えられる。

(2) 本件連帯保証契約が、366条1233の間接取引にあたり、~~無効~~ 取締役会議決(365年12月)を経ていないので、無効であるとの主張が考えられる。

2. その主張の可否について

(1) ア. 「債財」(362条4項2号)との大意からして、本件連帯保証契約はあたるといっても考えられる。しかし、~~連帯~~同条の趣旨は、~~母~~会社の財産状況を整えようとする債財入札について、取締役会において慎重な判断をするためのものであり、債務を負うまで債財入札と同一視できるので、「債財」にある。

イ. 「多額」(同)が否かは、会社の規模、債財の総資産額と与える割合、等から判断する。甲社は、資本金1億円、負債総額2億円、総資産額は10億円、当該事業年度の経常利益は2000万円であり、中盤秋の会社である。本件債財は5000万円であり、甲社にとって決して少ない額ではない。しかし、総資産額に与える割合は5%であり、多額までとはいえないと考える。

ウ. したがって、本件連帯保証契約が「多額の債財」に該当するとの主張は、~~受~~否である。

⑦ 4

⑩ 4

+1

⑧ 2

あてはめX
97の債財額
と2議決に
↓

⑩~⑬の
論点が来る!!

（第2問）

(2) ア 本件連帯保証契約は、^(356条1項2号)株式会社「甲社」が、甲社代表取締役Aの債務を^(356条1項2号)保証するものであるため、間接取引（356条1項3号）にあたるとはならない。

イ 又して、甲社は取締役会設置会社であり、当該取引につき重要事実を取締役会で開示し、その承認を受けなければならぬにもかかわらず、^(356条1項2号、365条1項)これを行っていない。

ウ 取締役会決議の承認のない利益相反行為の効力をどのように考えるべきか。

会社の利益の保護からして、原則として無効である。しかし、取引の安全の保護からして、~~第三項~~ ^{第三項} 間接取引の場合等第三項に於て会社が当該取引の無効を主張する場合には、当該取引が利益相反取引にあつたこと及び取締役会の承認承認を受けていないことについて、~~第三項~~ ^{第三項} 悪意ある第三者を証明しなければならないと考える。

本件において、乙社は、本件連帯保証契約のため甲社の取締役会の議事録の写しを求めたので、利益相反行為にあたるとはならないと主張すべきである。

しかし、取締役会決議を受けていないことについては知らぬもので、悪意ではない。では、知らぬこととは、重大失ひか、^(356条1項2号) 重大失ひとは、注意義務違反や調査義務違反の程度が甚しいことである。本件において、乙は、Aに対し「連帯保証人としての甲社の取締役会の議事録の写しを」と求めたが、すぐに「署名」と求めて、

第2問

当該議事録の写しを求めよう。甲は取引関係上、やるべきことはして
る。しかし、AはBに対し「社内規定により取締役会の議事録は全
融機関以外の第三者に公開してはならない。何の取引先にも取締役会の
議事録を見せようとはしない」と嘘を言い、本件確認書を交付した。
Bが、Aは知名度の高い甲社の評判を傷つけるようにしてはしないと
あり、甲社の和食器を取り扱うと知り、利益が期待できる一方で
乙社のような小さな会社の経営者がAに取締役会・議事録の写し
を求めると、任意関係を探るとなるので、これ以上の確拠をせ
ずに乙社は必要手段を尽くせば、仮に退任があったとしても
金損失とまではいえないとやむを得ないものである。
(3) したがって、甲社の上記無効の主張は認められず。
第2 疑問2 24/25
1. CがAに対し本件株式に係る株主の地位の否認を求めよう
を提起した場合に、Cの立場において考えうる主張として、①
Aが、本件株式の株主の地位はAに帰属すると主張して譲りな
かったため、否認の利益が認められる。② 株式について出捐を
した者が株主の地位を有する というものである。
2. その主張の当否
(1) ①について。
否認の利益は、否認判決を収め要性 要効性を吟味するたりの法
要件であり、対象 選取の適否、方法 選取の適否、納付の成 効性の判断
する。本件では株主たる地位の否認においてAと関与、具体的に紛争してあり、
否認判決をすべし紛争を解決する必要性、実効性があるため、否認の利

5

6 2

（第2問）

と認められる。

(2) ②について。

甲社では、平成24年6月開催の定時株主総会の決議を経て、本件株式を発行し、本件株式の株主名簿上の株主はAであった。株主名簿制は、会社の事務処理の便宜を趣旨とするので、Aが株主であるべきである。

しかし、実際に出資の履行(200万円)をして、株式の記名の権利も有している者がいる場合には、名簿上の責ではなく、~~その~~出資の事実上に行っている者を株主と見るべきである。

たとえば、株式会社は、出資した者~~が~~有限責任社員である株主~~が~~、株式会社として所有しており、実際の出資を株主と認めるのが、資本の充実に資するからである。

本件株式の発行に必要な事務手続は、Cの指示に基づいて、

甲社の総務部が行い、株式の申込みに必要な書面等およびAの記名押印もAが甲社に預けていた印章を用いて総務部が行っており、

Aは~~表面~~名義だけ株主名簿等に表示されているにすぎない。

そして、株式会社は、2000万円は、全てCの指示により乙に保有されており、出資金金はCである。そして、甲社も本

件株式に係る剰余金配当をC名義の口座に振り込んでおり、株主はCであると扱っているといえる。

したがって、上記Cの主張は、妥当である。

第3 設問3

1 株主総会決議取消の訴え(83条)の訴え要件

第2問

(1) Aは、甲社の「株主」(831年12月、828年2月1日)で
ある。

(2) 本件決議は、令和2年6月にでき、令和2年7月4
日から3か月以内である(ただし831年12月)

(3) 株式会社 甲社である(834年17号)。

2. 本件決議の効力を争うためにAの主張に依りて争うべき主張

(1) Gには、出席資格がないとしたこと、決議方法の決定的誤り(310年831
年12月1日)を以て、取消事由となる。

(2) 下に於て投票が認められたことが「重く不当」(831年12月1日)
で、取消事由となる。

3. その主張の当否

(1) 本決議の代理行使は310年で認められているものの、議事の混乱を
防止する等の必要性があり、相応の制限を定款で定めることは適法

である。また、~~甲社~~本件定款自体は、甲社の株主に代理人を制限して利
益争いの混乱を防止した点、必要かつ相応の制限を定めており、310年定款には
反する。では、甲社の株主ではなくGにも本件定款の効力が及ぶか。

たしかに、弁護士にも多様な人物があり、一定の議事の混乱を防止するに必要
がある。しかし、民主的討論に資する弁護士に於て、この必要性はなく、相応性を
定める制限はしない。

(2) したがって、310年定款により、決議取消事由となる。

(3) また、DはAに投電すると、Aが取締役の地位を失ったこと
から、決議に影響を及ぼすもの。決議取消(831年2月)
は認められず。

(第 2 問)

したが、上記 A の主張は 争点で 争われる。

(2) F に、両社代表者への出席は 認められるか。

不 事案の 委任状 への関係が 問題となる。 株式会社 組合 毎日 に、株主 出席 するか 参加 する 場合、 事案の 委任状 には 参加 すると する。 なる ならば、 直近の 株主 大会を 組合に 反映 させ べき である こと である。

1. 本件は F の 独断 による こと である。 F は 両社 代表者 組合 毎日、 両社、 株式 にも 参加 しており、 株主 大会 参加 した 場合 である。

したが、 F による 提案は 有効 であり、 A の 主張は 認め られない。

2 (3) 以上より、 310 年 連立の 取締役 会 である こと である。 本件 株式の 取締役 会 である こと である。 認め される。

以上

47/100

第1設問

8/35

1. 甲社は、本件連帯保証契約は会社法(以下法各略)362条4項2号における「多額の借財」に当るから、取締役会の承認が必要と云う、承認を得ていないから無効であり、保証債務を履行しないと主張が考えられる。

2. 「借財」該当性。

連帯保証契約を結ぶ保証債務を負うことは、「借財」に当る。362条4項2号の趣旨は、会社が取締役会の承認なく借入等の行為を行って、

会社財産の基礎を危険に陥らすことを防止する点にある。そうだとすれば、

連帯保証契約を結ぶことは、会社に債務を一方的に負担させる事態を招来するおそれがあるから、362条4項2号の趣旨と同様の状況が想定できる。

したがって、連帯保証契約を結ぶ保証債務を負うことは、「借財」に当る。

3. 「多額」はつきの判断。

「借財」が「多額」であるかどうかは、当該借財をする会社との関係で

相対的に決せらるべき問題である。具体的には、当該会社の資本金、

総資産額、事業年度の直近の経営利益と、「借財」の価額とを総合的に

考慮に判断する。

本件では、甲社の資本金は1億円であり、総資産額は10億円である。それに

事業年度の経営利益は2000万円である。これに対し、本件連帯保証契約により、

甲社が負う保証債務の額は、5000万円である。そうすると、保証債務の額は、

資本金の5% ~~を~~ であり、高額である。さらに、総資産額との割合

を言えは、5%に留まり、直近の事業年度の経営利益よりも高額で、

3000万円のマイナスを産む可能性があり、総合的に考え「多額」といえる。

~~本件連帯保証契約は、債務の負担は「多額の借財」に当る。~~

第1問

したがって、本件債務負担は「多額の借財」に当たる。

4. 取締役会の承認。

本件債務負担は、~~甲社の~~ 甲社 ストラン業を行うための資金調達のための行為であるが、そのストラン業は、かつて甲社取締役会でAが提案に反対していた。Aは、取締役会の賛成を得ることはできると考え、無断で、取締役会の承認が前提の確認書を作成している。本件確認書はAの独断による文書であり、取締役会の承認は得られない。したがって、取締役会の承認はない。

5. よって、本件連帯保証契約は多額の借財 ~~に~~ 当たるとも関与せず、取締役会の承認を得ていないから、無効である。から、甲社は保証債務を負わないと主張は認められる。

第2設問2. 20/25

1. Cは、Aの承諾の下行かれた株式引受であり、株主名簿上の名義は問題に与らず、Cは株主にこの地位が帰属していると主張するべきと考えられる。

2. 株式の引受について、たとえ他人名義で引受をとり、当該名義人の承諾があれば、実際は引受手続を行った者が株主にこの地位を有すると解する。なぜなら、株式の引受は当事者間の意思の合致に基づいて行われると23、実際の当事者の意思をみて ~~株式~~ 株式引受人を判断するべきであるからである。

本件では、右に平成29年3月頃、CからAに対して、「...多少の株を持つべく必要あり、金の22万円ほど欲しい。」との会話が与られている。しかし、具体的に株式引受人の地位に関する話は与えられていない。

11/9
確認書
??

①
1/5

また、在に於て株主総会において、株式をAに発行する旨の決議がなされた。

しかし、本件株式の発行に必要とする手続は、Cの指示に基づいて

甲社総務部が行った。甲社には必要で、Aの署名押印で、Aが預けていた

印章を用いて総務部が行ったのであり、Aは何ら手続に関与していなかった。

何より、払込金額の2000万円は、全2Cの現金により、賄われていた。

から、株式引受の重要部分をCが負担していたことは明らかである。 *手続に2000万円*

さて、本件株式の剰余金相当はC名義の銀行口座に振り込まれ、

配当は、Cの所得としてCのみが確定申告をしていたのであり、Aは

所有の意思が認められず、株式の議決権行使のための株主

総会招集通知は、甲社総務部に留め置かれ、Cが名義の

株式の議決権と合わせて行使されていた。 *議決権はCが行使した* 2のようである。

令和元年10月頃、Aが株主の地位を主張する形で訴訟

を提起したのである。この間、Aが何ら付帯行為を行ったことを認め

て、Aが本件株式の引受人の地位を有していたと主張

した。 *時期不明*

したがって、おおよそ令和元年10月頃、Aと両当事者の意思

としては本件株式がC所有であるとされたことと

推認されるから、本件株式引受はCにより行われ、株主

としての地位はCに帰属していたといえる。

3. なお、株主名簿(12条1項)にはAの名義が登録されて

いたことが問題になるが、12条の趣旨は、会社株主管理の

便宜を図る点にあるから、会社の側で名簿と異なる者を株主として

取り扱うことは認められずと解する。したがって問題がない。

4. 又、株主としての地位がCに帰属している主張は、認めらる。

第3. 設問3. 19/40

~~1. Aは、831条1項1号に基づき~~

1. Aは、本件株主総会には、決議方法の法令違反が本件として、831条1項1号に基づく、総会決議取消の訴えを提起するところと考えらる。その本案の内容は、①弁護士Gを出席させてから2点で3/10条1項違反が判る。②両社の内規に違反してFに対する投票を有効とした点で、案件の内容に反して投票が無効であるから、無効な投票に基づき決議をしている点で、309条1項違反が判る。③の2である。

2. ~~310条1項~~ 訴訟要件。

(1) Aは、10万株を所有する「株主等」である。

(2) Aは、令和2年7月に訴えを提起しており、総会は令和2年6月であったから、「3ヶ月」以内には提起している。

3. 本案勝訴要件。

(1) 3/10条1項違反について。

甲社定款は、議決権を行使する他の株主1名と代理人とがあることが定められているが、2の規定は、~~310条1項~~ 株主に於て議決権行使を認めている3/10条1項の規定を制限しているから、定款の効力が及ぼすものではない。

~~310条1項の趣旨は、議決権が適正に行使されること~~

本件定款の趣意は、議決権が適時に行使され、その
 総会の運営が円滑・迅速に行われることにある。
 ように、点にある。そこで「とあるは、~~運営~~ 議決
 権の行使が適時に行われることが其旨である。総会の
 運営を阻害するよう代理人はするは、たとえ
 「株主」に当たらずとも、議決権の行使を認め、その
 機会を保障するべきである。

本件では、弁護士が代理人として、弁護士
 は社会正義の実現を是とする職業であるから、適時
 の議決権行使が其旨である。運営を阻害するとして
 代理人であると考へられる。

したがって、~~その議決~~ (5) には、本件定款の効力
 が及ぶから、(5) で出席させ、議決権を行使せし
 めなければならない。にも関わらず、出席をさせなかった点で、
 310条1項違反が認められる。

(2) 309条1項違反について。

両社は、甲社代表取締役には兼任したのであり、代表取締役
 であるFが行使した投票を有効とした点には、問題がある。
 たしかに、Aはすでに任期を満了しており、代表取締役では
 ない。しかし、両社代表取締役Eの意思としては、直近まで
 代表取締役であった者に兼任していると考えられるから、
 本件では、直近まで代表であったAは兼任されていたといえる。
 そうであるにもかかわらず、議長Cは、Fによる投票を有効

(第 問)

とし ~~決~~ 決議をいふから、309条1項のいう 議決権の
「過半数」による決議がなされている。

したがって、309条1項違反が認められる。

431 およ、本案勝訴要件として 310条1項、309条1項
違反 ~~お~~ 主張 ~~が~~ が認められる。

4. 以上より、Aの 831条1項1号の請求は認められる。